

防災啓発用着ぐるみ衣装貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん、ダークみきゃん及びこみきゃんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）と併せて使用する防災啓発用着ぐるみ衣装（以下「衣装」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出対象)

第2条 衣装の貸出対象は、愛媛県イメージアップキャラクターみきゃん等着ぐるみ貸出要領の定めるところにより、みきゃん、ダークみきゃん及びこみきゃんの着ぐるみを使用するときであって、県民の防災意識啓発に資すると認められる場合とする。

(衣装の保管及び貸出し)

第3条 衣装は、防災危機管理課にて保管し、衣装の貸出しに係る事務は防災危機管理課が行うものとする。

(使用の承諾)

第4条 衣装の借用を希望する者（以下「借用希望者」という。）は、借用申請書（別記様式）を防災危機管理課長に提出するものとする。

2 防災危機管理課長は、前項による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、衣装の貸出しを行わないものとする。

- (1) 借用を希望する行事が、第2条に定める要件に該当しないとき。
- (2) 衣装の正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) その他防災危機管理課長が衣装の貸出しについて不適當であると認めるとき。

3 防災危機管理課長は、衣装の貸出しの可否について、借用希望者から提出のあった借用申請書の写しに記入の上、借用希望者に通知するものとする。

4 防災危機管理課長は、貸出しに際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第5条 貸出しを受ける者（以下「借用者」という。）は、防災危機管理課から衣装を受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。

2 貸出しに伴う搬入及び搬出は借用者が行い、搬送にかかる経費は借用者が負担するものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として5日以内とする。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 借用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 衣装を第三者に転貸しないこと。
- (2) 衣装の使用について、防災危機管理課長が指示する注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (3) 衣装返却時には、衣装を使用した際の状況が分かる写真等を提出すること。

(原状回復)

第9条 借用期間中に、衣装を汚損した場合、借用者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

附 則

この要領は、令和3年10月5日から施行する。

この要領は、令和4年7月19日から施行する。